

第3回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

▽日 時

令和4年7月14日（木） 19：00～21：00

▽会 場

世田谷区役所 ブライトホール（第3庁舎3階）

▽出席者

柿沼委員長、濱野委員、藤井委員、鈴木委員、田矢委員、金木委員（オンライン参加）、田島委員、河野委員、濱田委員、田中委員、有馬委員、望月委員、向山委員（欠席：玉野委員）

▽事務局

世田谷保健所副所長、世田谷保健所生活保健課長
世田谷保健所生活保健課生活保健担当

▽次 第

1 開会

2 挨拶

3 協議事項

- (1) 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン改正素案について
- (2) 共生推進プランに関する区民意見募集及び区民ワークショップの実施方法について
- (3) 世田谷区人と動物との共生推進に関する活動について
- (4) その他

4 スケジュール（予定）

5 閉会

▽資 料

資料1－1 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン素案(概要)

資料1－2 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン素案

資料2 共生推進プランに関する区民意見募集及び区民ワークショップの実施方法について

資料3 世田谷区人と動物との共生推進に関する活動について

資料4 スケジュール（予定）

参考 第2回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

▽議事

○松本副所長

お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第3回世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会を開催させていただきます。私は前回に引き続きまして本日の全体の進行役を務めさせていただきます、世田谷保健所副所長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、会場にお越しの委員の方、それから、オンラインで参加の委員の方がいらっしゃいます、ハイブリッドでの開催とさせていただきます。中央にございます機械が会場の音声、それから画像をオンライン参加者にも伝えるものになります。そちらのスピーカーになります。発言者の方に自動的に機械上部のカメラが向くという機能もございますので、ご承知おきください。

オンラインで参加の委員についてはそちらのスクリーンの方で映し出させていただきます。円滑な会議進行に努めて参りますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それから前回は、年度初めということで委員の皆さんの紹介をさせていただきました。前回欠席でした砧総合支所地域振興課長の河野課長が今回出席しておりますので、自己紹介の方をお願いできればと思います。

○河野委員

はい、砧総合支所の地域振興課長の河野でございます。私の方は上に五つ世田谷区内に総合支所がある中で、地区のまちづくりセンターですとか、総合支所の相談の方に寄せられる多頭飼育ですとか、そういったお話を一回目の方では紹介させていただいたのですけれども、現場からの意見というか、そういった形での参加になると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本副所長

ありがとうございます。

なお、今回参加されております委員の方は皆さんで13名、予定出席予定で遅れている方が二名ほどいらっしゃいますけれども、合計で13名となる予定でございます。それから、玉川総合支所保健福祉センター所長の玉野委員については、欠席される旨の連絡を受けております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料ですね、まず一番上に次第がございます。

その次に、資料1-1と右肩に書いてありますA3横の資料ですね、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン素案概要がございます。次に資料1-2としまして、左上でホチキス留めをしております世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン第2次素案というものがございます。それから、資料2としまして、共生推進プランに関する区民意見募集及び区民ワークショップの実施方法についてというA4ペラの資料がございます。それから、資料3としまして、世田谷区人と動物との共生推進に関する活動についてということで、こちらA4のペラの資料がございます。それから、資料4としましてスケジュール（予定）ということでA4横の資料ですね、そちらの方です。最後に参考としまして、前回、第2回の人と動物との共生推進のための連携協議会の議事録ですね。そちらの方をお付けしております。不足の資料等ござい

ましたら挙手をお願いいたしますが、大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

続きまして、次第2のご挨拶の方を、委員長の柿沼先生よりいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○柿沼委員長

皆さんこんばんは。足元の悪い中、外部委員の先生方にはおいでいただきましてどうもありがとうございました。また保健所の皆様におかれましては、コロナの第7波ということで、かなり多忙を極めていらっしゃると思います。

ただ先ほど河野課長の方からもお話がありましたが、現場でいろいろ見ていらっしゃるということなので、例えば今回も、入院をするときにペットをどうするかというような声が出てくるとと思いますので、そういった事例というのはぜひ集めていただき、今後の展開の参考にさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では始めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松本副所長

はい。ありがとうございます。それでは次第3の協議事項に入りたいと思います。限られた時間ですので委員の皆様には会議の円滑な進行にご協力をお願いできればと思います。

なおオンラインで参加の、金木委員ですね、議事進行者からの指名以外でご発言を希望される場合は、「手を挙げる」というところをクリックしていただければと。もしくは挙手でも大丈夫ですので、お願いできればと思います。その際にはミュートを解除してご発言いただければと思います。ご発言が終わりましたら再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。それでは協議を開始いたします。

ここからの議事進行につきましては、柿沼委員長にお願いしたいと思います。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○柿沼委員長

よろしくお願いいたします。それでは次第3にあります、(1)世田谷区人と動物の調和のとれた共生推進プランの素案について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

はい。ありがとうございます。それでは資料2世田谷区、人と動物という資料1-1と1-2、世田谷区人と動物との調和を求めた共生推進プランの素案について概要をご説明いたします。

素案はすでにお送りしているところでございます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、初めに資料1-1をご覧ください。A3横のカラー刷りの大きい紙になります。素案の概要において修正した部分が赤字部分となります。資料中下の社会情勢の変化ですね。こちらの災害の激甚化、これに伴う避難の必要性から、災害時における同行避難ペット数の増加ということで、災害対策所管課との協議の上で修正いたしました。

それから右下の(3)目標、(4)取り組むべき事項、重点施策の表記については、内容は変えずに整理ということで、(3)目標のところ、こちらを理念的なものを考えて、目標・目的を入れております。それか

ら、(4) 取り組むべき事項重点施策というところは、具体的な取り組みとなるように修正いたしました。上下が入れ替わっている部分がございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして資料1-2をご覧くださいませでしょうか。表紙に「ともに生きる」と書いてあるもので素案になります。素案につきましては前回の協議会でお示した骨子案を具体化したものとなっており、前回、第2回協議会での各委員からのご意見を反映した内容となっております。

まず表紙です。こちら前回協議会において第2期という表記が現在のプランの計画期間が具体的に定められていない中、第1期というものが無い中で、第2期というのは疑問が生じるというご指摘がございました。その点を事務局で検討し、第2次という表記に変えております。

それから2ページ分おめくりいただきまして、ページ数が振ってあるところの1ページです。目次の次のページになります。1ページをご覧くださいませでしょうか。社会情勢の変化、新たな課題の内容です。これは人と動物と動物をめぐる社会情勢の変化新たな課題の内容について、前回協議会において、社会情勢の変化が一般的なものなのか、動物ペットに関するものなのか分かるように記載してもらいたいというご指摘がございました。人と動物をめぐる社会情勢の変化という表現に改めさせていただきました。

それから、上から3つめ、「災害時における～」の部分ですけれども、こちらが横長の資料1-1と同じように、災害時における同行避難ペット数の増加ということで、変えております。続きまして、3ページ分、おめくりいただきまして、7ページになります。

7ページ、4(2)、共生推進プランの期間ですが、再来年度から始まる区の基本計画等に終期を合わせるため、前回、期間は8年間と申し上げていたのですけれども、13年度までの9年間の計画期間に変更させていただきました。策定から5年後をめどに中間評価を行い、必要に応じて計画の改定を予定する、としております。

続きまして4(3)の定義ですが、前回協議会において本プランにおける動物の定義が必要ではとのご意見をいただきました。

本プランは犬と猫を念頭にしておりますが、例えばミニ豚ですとか多種多様な動物が飼養されている現状を照らして、記載の通り動物愛護管理法に定められている定義を引用いたしました。

具体的には、下から3行目、定義ということで、動物愛護管理法に規定されている動物、哺乳類・鳥類及び爬虫類に属する動物のうち、愛玩動物または伴侶動物、コンパニオンアニマルとして家庭等で飼養及び保管されている動物ということで定義をさせていただいております。

それから1枚おめくりいただきまして8ページをご覧くださいませでしょうか。

(4)の目標設定の考え方の4つの目標については、資料1-1概要でご説明した内容に合わせて修正いたしました。

また、見やすいよう目標を書いて、その下に表で状況書くというようなレイアウトにしております。

それから、同様にページが少し飛ぶのですが24ページ、第5章9に取り組むべき事項という記載がございます。この部分の各タイトルについて、修正をしております。こちら、具体的には3から後のページになります。36、39及び42ページの表題と同じになりまして、これは資料1-1概要でご説明した内容です

それから、前回、委員の方から、動物とペットの表記が混在しているというご指摘がございました。こちらは、内容説明の部分はペットという表現がわかりやすいということでペットという形にしております。一方、条例名やプラン名の部分、こちらは現在の条例やプランの名称に合わせて、人と動物、或いは前回のプランの名前に合わせて人と動物ということにしております。私からの説明は以上になります。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。

いくつか前回の指摘を受けて変更してあります。また、動物の定義であるとか表記の整理等もされておりますので、以前よりわかりやすいものになっているのではないかと思います。委員の皆様のご意見を伺いたいと思いますので、まずは濱野委員からお願いできますでしょうか。

○濱野委員

はい。今日もよろしくお願いたします、濱野です。

資料1-1の新規の継続のこういうふう整理されたのはすごくわかりやすいなと思いました。新しく始まるものと、継続されるものが、よりわかりやすくなったかと思いました。

あとは、人と動物をめぐる社会情勢の変化新たな課題というのは、1つずつ何か解決策とかを考えていった方がいいんだろうなと思いますが、今後、課題点もいろいろ出てくるかと思っておりますので、その都度また意見を差し上げたいと思います。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。藤井委員、よろしくお願いたします。

○藤井委員

はい。皆さんこんばんは。少し遅れてしまってすみません。

今一生懸命追いつこうと思って読んでいるところなのですが、この資料の1-1、すごくわかりやすいかなと。同じ意見なのですが、特にその、ペット数の増加というのはやっぱり今後の予想される問題としてありますので、僕ら獣医師会の方は、そういう同行避難の方に協力できるかなと思っていますので、ご協力を今後もさせていただこうと思います。よろしくお願いたします。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。では鈴木委員、よろしくお願いたします。

○鈴木委員

私の方は事前にいただきましたので一通り目を通させていただきました、特に申し上げることはないのですが、これをいろんな課題が載せられておりますのでね。これからの施策を具体的にどういうふうにしていくのかっていうのはこれから課題だろうと思いますし、猫犬の頭数が書いてございましてね、犬は4万頭、猫8万頭というふうに書いてあったと思うのですが、犬は外で見られますけど、飼っていますと散歩しますが、猫は家の中にいるから、犬の2倍猫がいるということは、これ大変なことなんだなというふうな認識を今、改めて持っているところで、これをどういうふう把握しながら、どういうふう施策に、移していくのかというのは、これが課題だろうなというふう感じております。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございます、またご協力よろしくお願いいいたします。では田矢委員、よろしくお願いいいたします。

○田矢委員

皆さんこんばんは。最初にこれが始まったときに、助成金の話から始まって、もうすごい勇み足でどうなることかと思ったら、やっと基本の部分が今回出てきたので、ここからきちっと新しい制度ができていけるように、いいものができればなど期待をしております。よろしくお願いいいたします。

○柿沼委員長

今後ともご意見よろしくお願いいいたします。では田島委員、よろしくお願いいいたします。

○田島委員

田島です、よろしくお願いいいたします。共生推進プランの中身、細かく入っちゃっても大丈夫ってことですか。いいですか。

一点だけちょっと気になっているところがですね、11ページになってくるのですけれども、項番3の区の役割という記載をされているところでございまして、これ1パラ目で共生社会の実現に向けた取組みを推進すると高らかに謳われているのですが、2パラ目で急に各論になっている部分があつて。

あと下のフロー図、この表題が、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組み（概要）ってなっているのですが、中身がどちらかというと37ページの、飼養困難、多頭飼育崩壊事例の解決に向けた取組みのフローのような気がしてまして、それをちょっと整合性といえますか。取り扱いを考えていただいてもよろしいのかなと気になりました。以上です。

○柿沼委員長

はい、貴重なご意見どうもありがとうございました。またそこら辺、事務局の方できちんと見直して、また新しいものに変えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

金木委員、ご意見よろしくお願いいいたします。

○金木委員

失礼いたします。4の、これは資料1-1の、4番の2の一番下の、取り組むべき事項についてなんですが、新規で、飼い主の満足度向上というところがあるのですが、この具体的な意味がちょっと理解できないのです。満足度っていうのはどういうことを指して言っているのかがわからないので教えていただきたいのですけれども。

○佐藤課長

はい。お答えします。こちらの具体的な調査方法、詳細なところはこれから詰めていくところなのですが、区民意識調査ですとか区政モニターというような形で、区民の方の意見をお伺いする手段がございます。その中で、飼い主や犬についてどう思っているかですとか、或いは、猫については具体的なツールが今のところないのですが、犬の方は狂犬病予防注射の接種のご案内をお送りしているというのがございます。その中で、アンケートというような形で、満足度を図り、その中で、実際にどのように思っているかですとか、現

状についてどのように満足というか、共生推進のプランや共生推進についてどこまで進んでいるかっていう区民のお考えを聞いて、それをまとめていき、どういう数字をどういうふうにとるかというのはこれから詰めていくところですが、現状の案としましては、資料1の8ページにございます愛犬の飼育に関する実態調査アンケート、こちらで犬を飼育していて困っていることはありますかというところでの回答が、現在ないと回答が23.5%、こちらを目標数値と定めてその目標に向かって、施策を進めていくというような形で考えております。こちらのアンケートの質問内容ですとか、数値に関しましては、これからご議論いただいて決めていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上になります。

○金木委員

ありがとうございました。

○柿沼委員長

今のご質問については、安心できる、満足という言葉イコール安心して犬を飼えるという環境を作っていくということだというふうに考えてもいいのかなというふうに思っております。

今それぞれの専門のお立場からお話をいただきまして、外部の委員の方のお話を伺っていると、本プランの素案そのものに対しては大きな問題はないというふうに、前に進めて良いというふうなご意見を賜ったというふうに考えていきたいと思えます。どうもありがとうございました。前回に比べて、前回やはりいろんな方のご意見があったことを反映できたので、また見やすいもの、整合性のとれたものにはなっていると思えます。で、やはりたくさんの方の目が入るということが、たくさんの方から入っていくということが、こういった素案をより、現実味のあるものにしていくと思えますので。今後ともご意見等よろしく願いいたします。

では、前回もたくさんのご指摘をいただきましたけれども、行政の委員の方からもコメントありましたらよろしく願いいたします。

はい、鈴木委員、よろしく願いいたします。

○鈴木委員

私が以前にいただいた資料の2-1-2の8ページなのですが、ボランティア共生推進ボランティア活動に対する助成の実施ということで、前は年間助成150件とのめざしているということでしたけど、今回は30件になっているのだけど、これ何か、意味があるの。150件。

○佐藤課長

そうですね。こちらは詳細が詰め切れていない状態で前回資料作ってありました。

資料3になります。これからの議論の中で具体的な進め方を決めていただければと思うのですが、どのような形でやるか、件数をどのようにとらえるかによって件数が変わってまいります。ただ、この数字に関しては、仮で入れておりますので、未確定の数字ということで内容も含めてこれから詰めていくというような形でご理解いただければと思います。以上です。

○鈴木委員

増えたのではなくて逆に下がったということですね。

○佐藤課長

そうですね、どこをどう対象にするかというところがありまして、その中で、ですのでちょっと考えている。

事業自体、事業をやるかどうかというところですね、どうやって進めていくかっていうところも含めて、事業自体の件数をどうとらえるかっていうところで全体の中で30っていうような数え方になっているということで、30にしております。以上です。

○柿沼委員長

ご指摘ありがとうございます。こちらの説明が十分でなくて大変申し訳ありませんでした。まだ数字は変わるということで、暫定、仮という形で書かれているということですのでよろしく願いいたします。

では行政の方からご意見いただけますでしょうか。挙手をお願いいたします。

○河野委員

すいません資料の1-1で社会情勢の変化の新たな課題で災害時における同行避難の、ベッド数の増加っていうのが新たな課題では1、だと思っておりますけど、これって取り組むべき事項には、ちょっと項目として、どこに書いてあるのかちょっと僕読み込んでなくて申し訳ないのですがわからないのですが、こういった方向性でこれを解決していくとか、取り組んでいくというような考え方なのかをちょっと教えていただきたいなど。

○佐藤課長

32から33ページに、実際の具体的な動きが入っているところです。区に取り組むべき事項の一位の(2)に、災害時の動物救護体制の充実という形で入れていて、ここに具体的にどういうことをするかというのが入っているというところでございます。

それから34ページの方にも、災害時の被災動物ボランティア制度、それから獣医師会との災害時協定、それから⑤でマイクロチップは、登録に活用するものですが、実際に災害時にも活用しますし、例えば災害のあったときに迷い犬・迷い猫が出た際に、マイクロチップを読むと飼い主の情報がわかる。というところから災害時の部分に掲載している状況でございます。以上でございます。

○河野委員

わかりました。在宅避難への備え、当然一番に押し出していくのだらうと思うのですがけれども、台風19号の時に浸水想定区域の方たちがペットを連れて、浸水想定区域ですからそこはもう水に浸かっちゃうと1階も2階も下手すると浸水しちゃうっていうような状況なので、皆さん一斉に浸水想定区域から国分寺崖線の上の方に避難ということでペットをいっぱい連れて避難なさった状況があるのですよね。そうすると在宅避難というのが浸水想定区域では成り立たなくなるので、その辺も追記というか、在宅避難も例えば知人のお宅ですとか、そういった形も記載した方がいいのかなと思っていまして、意見として申し上げます。

○佐藤課長

震災時と水害時ということで、32ページの下の部分、こちらに震災時の記載がありまして、その右側、33ページの上の部分に水害時の記載をしているところでございます。記載方法については改めて検討してまいり

ます。以上です。

○柿沼委員長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ではほかにはいかがでしょうか。ご意見、挙手でお願いできればと思いますが、よろしくお願いたします。

○濱田委員

はい。玉川保健福祉課の濱田でございます。

9ページの目標4の、この動物由来感染症予防の推進という、継続の取組みっていうことですがけれども、すみません、私も知識が十分でなくて申し訳ないですけれども、現況では74%の目標を13年度80%ということですがけれども、狂犬病に感染した場合に発症すると100%死亡しますっていう、恐ろしい、私も子供の頃に犬に追われた記憶もありですね、やっぱりかまれると怖いというのを、改めて思ったわけですがけれども、こんな怖い病気であれば、やっぱり100%を目指すべきじゃないかなっていうふう勝手に思ったりするわけですが、なかなかこの接種というのがどんな形で、努力義務というか、飼い主には義務はないってことでしょうかね。そのあたりも含めてちょっと確認を、どういうふうに進めていくのかっていうところがあると思うので。

○佐藤課長

はい。説明不足で申し訳ございません。狂犬病予防の注射ですがけれども、実際、法定で1年に1回接種することになっております。ただ、犬の体調で注射が打てないですとか、高齢ですとか、病気で接種できない場合がございます。その関係でちょっと100%っていうのは、難しいというところがございまして、現在も接種のお知らせを送っているのですがけれども接種率74%というところでは、そのような状況の中で接種率を現状より上げていかなければならないという認識は当然でございます。接種できる犬、接種すべき犬に関しては、接種率100%にしたいと考えているのですが、その中で、どうしても接種できない犬もいる関係で、全体の犬の登録数に対する駐車数の割合ということで80%という形で書いているところです。

○濱田委員

ありがとうございます。打てる環境にある犬はすべて、打つとこのぐらいだっというそういう。

○佐藤課長

そうです。80%ということで今以上のところでやっていきたいっていうところで目標設定をしております。

○柿沼委員長

すみません、これについては登録の問題もあるような気がするのですが。死亡した犬が含まれていますよね、登録数の中には。

○佐藤課長

そうですね、死亡届も出すことにはなっているのですが、届を出していなければそのまま残っている形になります。委員長のおっしゃる通りでそこも母数に含まれているので、80%という数字になってしまうというところでございます。

○柿沼委員長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。はい、よろしく願いいたします、有馬委員。

○有馬委員

保健福祉政策部次長有馬です。一つ一つのことというわけではないのですが、私もちょっと意識するようになっているのですが、こういった区の政策とかを考えると、平時のことと災害時、災害時も地震に水害に感染症というのを考えていかなければいけないなど、以前この会議に出たときに改めてそう思いまして、今玉川総合支所の濱田課長とかにもご尽力いただきましたけど、災害時の避難行動要支援者の個別避難計画を作成する際に、そのペットの有無というのを、やっぱり聞かなきゃいけないよねっていうことで、今聞いております。

そういった意味では災害時、水害でも地震でも、おそらくペットというのが来るであろうという前提のもとに、多分これから組み立てていかなければいけないのかなというふうに思いました。

次、2点目、私の担当の地域包括ケアというふうに見た時に、先ほど委員長からコロナの入院の時のペットの話が出ましたが、やはりそういった感染だけではなくて、平時の入院とかの時にも、果たしてどうしているのだろうかって素朴にちょっと思いました。特に地域包括ケアにおいては在宅医療とかもありますけど、そういった意味では、今、地域包括ケアでは個人を見るというよりは、世帯丸ごとを見るというような考えにどンドンなってきた、そうするとその世帯の中には、ペットもいるかもしれないっていう考えを持ってちょっと対策を考えなければいけないなというのを改めて感じたところです。以上です。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございます。ぜひここでの話し合いを、日々のお仕事に反映していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。望月委員はいかがでしょう。

○望月委員

はい。資料1-2の、8ページの目標1のところですけども、これ飼ってない人の理解度調査っていうのは、検討はしないですか。両方向で考えていくということであれば、飼っていない人の理解度調査というのでも検討するとよいと思います。

○佐藤課長

調査の具体的な内容につきましては、事務局で持ち帰って検討させていただきます。

○柿沼委員長

ありがとうございました。では今の件については持ち帰っていただいて、次回の時には反映されているということでもよろしいでしょうか。

○佐藤課長

どのような書き方にするのか反映するのか検討し、ご報告いたします。

○柿沼委員長

ありがとうございました。ではここまでは皆様のご意見を素案に反映させたものを、次回作っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では次の協議事項に移りたいと思いますので、次第3、(2)共生推進プランに関する区民意見募集及び区

民ワークショップの実施方法について、説明をお願いいたします。

○佐藤課長

はい。それでは資料になります。共生推進プランに関する区民意見募集及び区民ワークショップの実施方法についてご説明いたします。

資料の方ご覧いただけますでしょうか。資料2、A4で1枚のものになります。

こちらまず1の趣旨ですが、共生推進プランは区民ボランティア関係団体、それから区の共通する行動指針となるものでございます。その改定にあたっては、本協議会の議論と合わせて、幅広く区民の意見を聞きその意見を反映することが求められていると考えております。その具体的な手法として、区民意見募集と、区民ワークショップを実施する方向で現在考えております。

まず区民意見募集の実施方法ですが、こちらは区のおしらせ、現在の予定ですと令和4の10月15日号に区民意見募集として掲載する予定でございます。

こちらは区民意見募集の募集とともに、区のおしらせでは、素案等を全ページのせるスペースはないので、ホームページのリンク先ですとか、細かい資料を見ることができる先のリンクをご案内した上で、区民意見を募集するような形で考えております。

区民意見募集の募集期間は、1か月ということで11月15日まで募集する方向で現在考えております。

それから、区民参加のワークショップの実施方法ですが、開催方法としては、参加者20名程度とし、5名程度のグループに分けて、人と動物との調和のとれた共生推進に関する課題についての議論を行っていく方向で実施できればと考えております。

実施に向けての具体的な詳細につきましては、担当委員等、可能であればご選任いただき、おまとめいただくような方向でお願いできればと事務局の方では考えております。

それから、実施方法ですが幅広い年齢層からご意見をいただくために、子ども中心と成人中心の2回実施するような方向でいかがかと考えております。

子ども中心の会は、連携協議会等でこの方向ということになりましたら、教育委員会事務局の方と調整しまして、募るといような形も案の1つとして考えております。また成人の会に関しましては、区のおしらせに募集記事を掲載することによる公募と、協議会による推薦により参加を募る方向で事務局の方の案としては考えております。

最後に4のその他ですが、区民意見募集及び区民ワークショップにより寄せられたご意見に関しましては、第4回協議会にご報告させていただき、共生推進プラン案への反映についてご議論いただくという形で考えております。私からの説明は以上になります。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思っております。

会場の外部委員の皆様から順次お願いできればと思います。特に、ワークショップで議論すべき内容等についてご意見があればお話しいただければと思います。濱野委員、よろしくをお願いいたします。

○濱野委員

はい。まず質問してよろしいでしょうか。このはじめに1ヶ月間集めるというのは、意見をこのワークショップに反映するっていうことでしょうか。それは別個ってことですか。

○佐藤課長

区民意見募集というのは、期間が1か月で区のおしらせにプランの素案について意見がございますかというような形で載せて、それを1か月という期間を定め、ご意見をいただくというような形のもので。

ワークショップの方は、11月上旬と11月下旬の2回程度行いまして、それをまとめていく。まとめた意見を協議会にお諮りし、プランにどう反映させていくかをご議論いただくというような形で考えております。

○濱野委員

収集方法が違うだけで別ということですね。

○佐藤課長

そうですね。別です。区のおしらせに載せて、素案のプランを見ていただいて意見ありますかっていうのと、ワークショップを開くということで別でやるということで考えております。

○濱野委員

そうしますとこのワークショップの課題、解決方法等について議論するって書いてあるのは、最後のほうには意見を収集するという目的があるのですが、ワークショップでは、課題解決に向けたワークショップを行うのか、それともこんな課題がありますよという意見を収集するという、この区民へのおしらせと同じような内容なのかどっちなのかなというのが聞きたいかなと。

もう1回言いますと、このワークショップでは、課題解決の方法を議論するって書いていますが、この区のおしらせ「せたがや」で集めた意見とは別に、ワークショップでも意見を集めるということが最後の方に書いていますが、ワークショップでは課題解決の方法をワークショップするのか、それともこんな課題があるんじゃないかという課題抽出のためのワークショップなのか。目的はどちらかって言うのは決まっていますでしょうか。

○佐藤課長

今の事務局の案として課題についてと解決方法等ということで考えているところではございますが、これからワーキンググループといいますか、小委員会を作ってください。協議会の中から何名がいいかですとか、内容についてその中で細かいところは決めていただければと考えております。

○濱野委員

わかりました。では、課題解決ということは何か事例が出て、これについて皆さんで話し合って、解決方法を考えるみたいな方向性ということでしょうか。そうしますと、区のおしらせ「せたがや」だと意見収集のみ、こちらのワークショップは課題解決方法を、区民の皆様が一緒になって考えるという、目的が別っていう形ですね。

○佐藤課長

事務局としては、区民意見募集と区民ワークショップは、目的が別というよりは手法が別ということで、素案があってその中で出てくる課題に対して、どう考えていくかどういふふうにプランに反映していくかとい

うことで考えているので、目的は同じと考えているところではございます。

ですので、課題出すか出さないかも含めてちょっと後程ご議論いただければと思うのですけれども、特に、区民意見募集で意見を募集するだけ、ワークショップで課題を出して議論するというふうに分けて考えている。それで決定とか、そういう形で考えていることはございません。

○濱野委員

そうすると、この区のおしらせ「せたがや」で募集するのは、多分そういう課題みたいなものが上がってくると思うので、そうしたらその上がってきた課題をワークショップでみんなで話し合ってもいいのかなとは思いました。

○佐藤課長

そこはプラン作成までのスケジュールもございますので、後程、検討していきたいと思えます。

○濱野委員

これからこの委員、担当員が選出されて決まっていくという形でしょうか。

あともう一つ、お聞きしたいですけどこのワークショップの20人って割と限定された人数なので、どうやって選出するのかな。結構これ、選出が難しいのではないかなと思えました。

○佐藤課長

成人に関しては公募ということで区のおしらせで募集をして、そこで応募が多数だった場合は抽選で、というところで推薦も含めて20名でやるということで考えております。子どもの方は、今後、教育委員会事務局と募集の方法も含めて今後調整していくという形で考えております。

○濱野委員

ワークショップって結構参加メンバーによって大分色合いが変わってくるので、そこに手を入れないでやる方がもちろんいいのか、もしくは、ある程度構成して、公募は何人とかっていうふうに、混ぜてやる方がいいのかは、やっぱり考えた方がいいのかなと思えました。

○佐藤課長

そこは今後、小委員会と言いますか、ワークグループの方でご議論をお願いできればと考えております。

○濱野委員

いろいろご丁寧に回答いただきありがとうございました。疑問点は以上です。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。これについてはまた、最後の方で少しご提案させていただきたいと思えますので、今の意見も参考にしながら、次どういうふうにするかっていうことを具体的に話していきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。では次、藤井委員よろしくお願ひいたします。

○藤井委員

はい。これはあれですか、内容の提案っていうことですか。

○柿沼委員長

内容の提案でも構いませんし、ご意見でも構いませんし。

○藤井委員

こういうプランをやる時っていうのは結構区民の人にそういうワークショップの開催というのはされているのですか。申し訳ないのですけれど、あんまり区のおしらせって、熟読を僕はしたことがあんまりなくて、そこで募集すると結構集まるものでしょうか。結構、参加した人って過去にいらっしゃるのですか。

○佐藤課長

そうですね、まず区民意見募集に関してはすべての区の計画でやっているというところでございます。それからワークショップの方も近年は、実施する方が多数に上ると認識しており、参加者も集まっています、その中で実施しているというふうに把握しております。

○藤井委員

わかりました。20人って結構、先ほどはちょっと少ないのかなとおっしゃっていましたが、20人も集まるのかなと思ったのでちょっと質問させていただいたのですが。

でも内容ってこの意見をくみ取る目的でワークショップをするのであれば、ここで僕が内容こんなのがいいのではないかというのは言いづらい、言えないかなと思っているのですけれども。実際これは動物の共生プランですから、困っている人たちの意見がこう上がってきた時、プランをこういうこととして欲しいっていうのが上がってきて、それに対し議論をするところで、小学生の意見と違ってどうなのかなっていう気はするのですけれども。結局は動物を飼うって大人がお金も費用も手間も払いながらやるところで、小学生でも、崇高な考え方を持っている人もいるのかもしれませんが、保健所さんとしてはそういう小学生からどういう意見とかを抽出したいみたいな感じの、期待みたいなものはあるのでしょうか。

○柿沼委員長

多分第1回のお話が出たと思うのですけれども、子供たちが安心して過ごせるまちをつくっていく動物と共生できるっていうあたりが、一つの焦点かなという。だからつまり、その多頭飼育をどうするかって子供たちに聞くというよりは、子供たちはどういう社会がいいかとかどういう人と動物が共生できる環境を望んでいるかみたいところに焦点を持っていかればいいのかと思うのと、このワークショップに関してはやはりかなりプロの人を入れたいいけないと思うので、プロのファシリテーターという、経験者、いわゆる子供たちのワークショップをやっている人たちに入ってもらうことで、その意見を吸い上げるとか、企画を作るというふうに持っていけばいいのかというふうに思っております。

○藤井委員

わかりました。ありがとうございます。

○柿沼委員長

はい。では鈴木委員、よろしく願いいたします。

○鈴木委員

両委員が言われた通りだというふうに私も思っております、課題ということとその課題を解決方法等について議論をすると言った時に、課題をどういうふうに把握していくのか、その前提段階としての課題というものを、前もってどれだけ準備しておきながら、それに対する対応だとか、いろんなもののやり方っていう

のは多々あるのだらうと思うのですが、この中でどういうふうにやっていくのかちょっと私も想像できないところですが、ある意味で、協議会としての一つの方向性みたいなものもどうやって誘導していくのかといった部分もそこの中には入ってくるのかなということも、思うのですが、どういう意見が出てくるかと言ったような想定も当然含みながら受けとめていかなきゃならないのだらうなというふうに思いつつ、お二人のご質問をお聞きして、ご意見を承りましたということにさせていただきたいと思います。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。田矢委員、よろしく願いいたします。

○田矢委員

前回もいろいろと提案をさせていただいたのですが、まずこの資料1-1の新規の部分ですよね。人と動物の共生推進事業の推進と、その取り組むべき事項の共生推進ボランティアの助成制度の実施、この話が前回あったときに、こういったものをできるのはいいとは思いますが、まずは防ぐ対策っていうのを、全面的にやって欲しいしその制度も作って欲しいということで、私が一つ提案したのは、地域に民生委員のような動物連絡員みたいなのを作っていくのはどうかっていうのを提案したと思うのですが。

こういったものを例えば、区民の意見なり何なりで提案をさせていただくのが、私としてもあるし他の方もあると思うのですが、この継続というところに飼い主のいない猫対策の推進と、地域猫活動の推進普及啓発、これ継続となっていますが、私は20年これやってきて、はっきり言って制度化して変えていかなきゃいけないとすごく思っています。それは多分皆さん、ご存知かと思いますが、世田谷区の周りの地域、新宿区、港区、大田区、杉並区、練馬もそうだと思うのですが、すべて登録的なことで、地域登録、それからボランティア登録等を行政と制度の中でやったときに、手術費用がもうほとんど0円で、すべての猫の手術費用が出るようなシステムに結構なっています。で、地域によっては民間の動物基金というところを利用しながら0円でやっていたのですが、世田谷区でこれは無理になっていて、幾ら助成金が出るとなっても、実質私たちは5千円から1万円以上支払っているんで、結局高齢者が増やしてしまった動物をどうやって手術していくか、地域みんなでその寄付を集めながらやっていくよりほかないというのが現状なので、この二つですよね。

継続されているものも、全面的な改革をしたいと考えているのに、この20名のワークショップの中で、いわゆる多頭飼育崩壊を防ぐ策と、それから地域猫活動や飼い主のいない猫対策をどうやって効果のある制度に変えるかって言った意見交換、アイデア、こういうものを出し合ってやるには、この二つを一緒にするのは、私はちょっと無理だと思います。はっきり言って。

だから、ワークショップをやるのであればテーマを一つ一つ決めないと、もうこれぐしゃぐしゃになって、多分もうみんな言いたい放題で。先ほど藤井先生が集まるのですかって言っておられましたがこれ、結構来るんですね。私は共生条例を作った時からボランティアやっていますので、当時は300人ぐらい来ました。フォーラムやったとき。

でもこれは世田谷区民限定じゃなくて、日本全国から来た。日本初の条例だったので話題性があって。す

ごいですよ、みんな言うこと。とにかく行政が保護施設をつくれとか、廃校を利用してシェルターを作るべきだとか、もうありとあらゆるいろんな意見が出るので、その意見をまとめるのにも、はっきり言ってそのナンセンスで現実性のないものがたくさん出てきますから、それを簡単にまとめてみんなで議論をし合うなんてことは、なかなかじゃないんですね。動物好きな人を侮ってはいけないんですね。なので、まずはそのテーマを少し変えながら、ワークショップを充実できるものに実現してもらいたいと思います。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では田島委員、よろしくお願いいたします。

○田島委員

このワークショップの実施方法のところなのですが、素朴な疑問で言います。(1)の開催方法で参加者20名程度って書いてあるのですが、(2)の実施方法の方で、いわゆる第1回目第2回目ということで、子どもと成人となっています。これもそれぞれ20名程度って理解でいいのでしょうか。

○佐藤課長

それぞれ20名で、合計ですと40名ということになります。申し訳ありません。

○田島委員

まず(2)の実施方法のところ、幅広い年齢層からの意見をとおしと書いてあるのですが、いわゆる区民の年齢構成。あと、小学生かなって感じがするのですが、その辺はどうなのですかね。

○佐藤課長

区の計画の中ではなかなか表に出てこない子どもたちの意見も聞いて、その中で様々な世代から意見を集め、いろいろ今後のことで考えていければということでの構成とさせていただいております。

○田島委員

はい。了解しました、わかりました。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。金木委員、それではよろしくお願いいたします。

○佐藤課長

金木委員、ちょっと今、音声はこちらに入っていないので、少々お待ちいただけますか。事務局の方でミュートを外すことができるかもしれません。ちょっと今、音はこちらに入っていない状況です。

○金木委員

これでいかがでしょう。

○佐藤課長

今入りました。大丈夫です、ありがとうございます。

○金木委員

ワークショップの中の小学生というところがあるのですが、子ども対象のところですね。小学生にはちょっとこの課題は難しいのではないかという気がしました。例えば、去勢手術等のことも、説明も何もしない

で、子どもにその問題の解決に対してどうですかという意見を求められても、子どもが受けとめ方とかできるのでしょうか。そこが少し、心配です。

それから先ほど田矢委員がおっしゃったように、今、子猫が生まれて、引き取りの相談が多い時期なのですね。この間も、一昨日ですけれどもそのような相談がありまして、子猫を引き取って譲渡は私ども慣れているので、ご相談に乗るのですがその時の条件として必ずその母猫の不妊手術をしてくださいとお願いをするのですね。

ですけれども、そこでまた世田谷区の場合は無料ではなくって、費用の負担がかかるわけなのです。そうすると、簡単に賛同してもらえないところがあります。ですので、やっぱり前から私、申し上げているのですけれども、これは無料化ということを早急に検討していただきたいと思っております。相変わらず、そう、それからですねこれ、今ワークショップのことしかお話ししないほうがいいですよ、混乱しますもんね。

とりあえず、今、その二つです。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。

ワークショップでは、子供にどういうワークショップをするかというのはまたこれからワーキンググループをつくって検討していきたいと思っておりますけれども、今いただいたご意見も参考にさせていただければと思っております。

では行政の他の委員の方からこのワークショップ等について何かご意見ありますでしょうか。大丈夫ですか。はい。よろしく願いいたします。

○濱田委員

保健福祉課の濱田ですが、ワークショップ等、委員からの推薦で決めて、20名ということなのですが、協議会でその推薦者を決定ということですが、公募と推薦の方、人数は今、明らかではないですけれども、一定の数を推薦ということでしょうか。公募で集まらなかったら推薦ということでしょうかね。初めから推薦者の枠を決めるということであれば、それを、この場で誰にするかみたいなことを、決めるということになるのでしょうか。

○佐藤課長

誰というところまでは考えておりません。そこも含めてワーキンググループの中で、どういうやり方をやってというところの中で、お話いただければと考えております。

○濱田議員

ありがとうございました。

○柿沼委員長

ワークショップについては、今いろいろご意見がありましてかなり漠然な形でご提案してしまったのですが、今後は担当委員を決めてその委員と事務局とそれから、プロのファシリテーターを入れて話し合いをしていければいいかなと思っております。子どもと大人に分けるっていうことは、最初の連携協議会で子

どもが安心して住める社会をつくるというところで、子どもの意見を聞くという形なので、具体的に子どもに多頭飼育をどうしようと考えてもらうというよりは、もう少し漠然とした形で、イメージをしてもらって話し合いをってもらうという方がいいのかなとはちょっと考えております。で、担当委員の選任ということなのですが、ワークショップに関しては、学識委員の濱野委員と、それから、参加者の関係もあって鈴木委員にお願いできればと思っています。あと私が入りまして、今後、ファシリテーターを選任し、それから、話し合いを重ねていきたいと思っております。会合に関しては、委員の代理人の出席も可とします。つまり、お忙しいこともあると思っておりますのでその場合には代理の方に出ていただくということも、ありというふうに思っております。

それから、今濱田委員から出ました参加者をどうするかということについては、場合によっては、獣医師会長、ボランティアの皆様から、それぞれ1名推薦していただいたものを含めて、あと公募をするというようなことも検討していきたいと思っておりますが、それも詳細については、小委員会、ワーキンググループの中で話し合いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

はい。では次に、お願ひいたします。

○佐藤課長

それでは、次第3の世田谷区人と動物との共生推進に関する活動についてご説明いたします。資料3をご覧くださいませでしょうか。

趣旨ですが、人と動物との調和のとれた共生社会の実現のために、前回の協議会での議論において、多頭飼育崩壊に至る前にその予防・防止を行う活動の重要性が確認されました。

その手法等について検討を行っていただければと考えております。

2の共生推進に関する活動についてですが、こちら前回協議会で、先ほど申し上げた通り、予防防止活動が重要であり、その仕組みづくりについて協議会で議論を継続していくということになっております。

この予防の活動については地域で問題を早く探知すること、或いは適切な関係者と情報共有し、支援すること。

それから、地域猫活動等の正しい知識の普及啓発を行うことなどが必要と考えております。

3の検討の進め方ですが、これも先ほどご説明したワークショップと同様に外部委員の担当委員をご選任いただき、今後協議していただければと考えております。

また、その中で、区内の動物ボランティア団体等との意見交換会を実施し、今後の協議会での意見交換会の内容報告も踏まえ、連携協議会でご議論の上、決定していただければと考えております。

事業開始の予定は、令和5年4月ということで予定しております。私からの説明は以上になります。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。それでは委員の皆様からご意見を伺いたいと思っておりますので、世田谷区人と動物の共生推進に関する活動についての、ご意見をいただきたいと思っております。特に、前回の協議会でもその予防の取り組みが重要であるというお話がありましたので、予防とは一体どういうことか何が重要であるかということについて、ご意見をいただければと思っておりますので、まず濱野委員からよろしくお願ひいたしま

す。

○濱野委員

私は、まさにそのワークショップに小学生を入れるっていう取り組みも一つかなと思いました。私はこの意見には賛成で、そこで何か答えを得ようというのではなくて、子供にもそういうことを考える機会を与えるっていうのが重要かと思っていますし、あと教育という面ではその地域の、何か問題に参加する。今の小学生ってディベートとかも、小学校でやったりもしていますので、意見がどんな意見が出るかわからないけれどもその地域の子供に地域の問題に参加させるっていうのは、後の区民となる、成人になったときに、愛着を持ったりとか地域の活動に参加したっていうプライドもあると思いますので、教育という面では、私は小学生を対象としたワークショップはいいのかな。これが実は人と動物の共生推進にも繋がる一つじゃないかなと思いました。柿沼座長がおっしゃったようにやはり、ワークショップのときはファシリテーターが一番重要っていうのに変わりはありませんが、こういう取り組みの一つ一つが、人と動物の共生推進に関する活動に結びついていくのかなと思いました。

では別の面では、前回のお話にもありましたように、何か動物のことを相談できる、柿沼委員長がおっしゃったような動物民生委員とか、あとは他の区がやっているような動物相談員みたいな取り組み、いろんな目があって、一つの問題を、いろんな課題を解決していくっていうのが重要なので、まさに今この連携協議会も連携しているってことに意味があると思います。私が初めて聞いたこと、例えば福祉の問題とかは、初めて聞いたなっていうこともあるだろうし、もしかしたら皆様方は、心理の問題とか獣医の問題、今はちょっとわからないけど疑問だから聞いてみようかと先ほど委員の方も、質問されていましたがそれってすごく重要だなと。私も当たり前と思っていることが当たり前じゃないんだということに気づく意味でもいろんな目が入った方がいいと思うので、見守りというところから、前の案にあったその民生委員みたいな動物相談員みたいな。

で、住み分けも重要だと思うんですね。動物愛護推進委員の方々と動物相談員とか民生委員みたいな方々、市民の人とか、いろんな、どこら辺を担当するかとか、どこまでをその人がやるのかっていうのは、それぞれまた、住み分けというか、話し合いというか相談で決めていかなきゃいけないかもしれないけどいろんな人が関わることによって、防いでいける問題じゃないかと思いました。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では続いて藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員

はい。この件は、飼育困難事例と多頭飼育崩壊っていうのがちょっとまた二つの、なのかなっていう。多頭飼育している人っていうのは、若い人たちとかでも、多頭飼育しちゃう人もいれば、飼育困難の方って僕ら獣医師がちょっと早めにキャッチできる人っていうのは、ご高齢で猫をいっぱい飼っているのだけど、今後何か体調に不良、体調の不安な状態になった場合に、手放さざるを得ないとかいうような状態を、早くキャッチできるかどうかっていう。二通りの高齢の社会現象のところを早くキャッチして、レスキューできるか。あとは多頭。

多頭飼育に関してはちょっと、僕ら獣医はわからないかもしれませんが、そういう人は確かにいらっしゃるんで、そういう人たちを、情報を共有する場として臨床医としては、このぐらいの年齢の方が飼い主さんとしてきた場合には、共有するようなデータベース作っていかうとか、何匹以上飼ってるとかだとデータベースにちょっとあげようかっていうような案を、世田谷の獣医師会の方で決めるってことは可能かなと、それが一つの目になるのかなというふうに、ちょっと一つのご意見として挙げさせていただこうと思いました。

○柿沼委員長

どうもありがとうございます。では続きまして鈴木委員にお願いいたしますが、前回の協議会では、予防防止について町会の役割が大きいのではないかというご意見もあったんですけども、町会・自治会が担っている役割ってすでにたくさんあるというお話もあったのでその辺りも含めて、ご意見いただければと思います。

○鈴木委員

そうですね。町会活動という中で、地域にセンターがございますよね。

○松本副所長

まちづくりセンターでしょうか。

○鈴木委員

まちづくりセンターがありまして、その中で町会活動に関連したですね、各いろんな委員会があるのですね。

青少年地区委員会もそうだし、社会福祉協議会地区委員会だとか、身近なまちづくり推進協議会、いろんなですね、委員会が多々あるわけですね。これがそれぞれの中でその目的に従いながらっていいですかね、その目的に合った活動をそれぞれの地域の中で、その地域にみあった活動をしているわけですね。一番やはり、地域の中で、身近に活動しているのは、ボランティア、団体、或いはボランティアで動いていただいている町会の役員さん、それに関連した委員さんで構成されていますので、それが一番身近なですね、地域で動いている住民達であって一番身近にまた地域を見ていただいているところでもあります。まちづくりセンターを中心にした地域包括ケアの中で、どういう形でそういうところと連携をしながら、例えばこの動物についていうならば、動物については関心を持ってらっしゃる方は、いると思うのですね。

或いは、普段から飼い犬の散歩をしながら、横の繋がりを深めていらっしゃる方々がたくさんいるわけですね。そういう方々というのは、身近で活動しているのです。動いてらっしゃる。いろいろと情報もそれぞれですね、共有している部分もあるのかな、というふうに思っているのです。そういう方々というのは、関心がありますから、例えばどういう制度を作って、インフォーマルな制度になるでしょうけども、それをボランティアとしてどういう位置付けにしてどういう意義と定義を持って活動していただけるような、一つの仕組みを作っていただいたらこれは非常に予防という意味で、それから何かあったときに、どこにそれをつなげていくのかっていう初歩的な第一歩はそこにあるかと思うのですね。そういった部分で非常に大事だと私は思っています、ぜひ進めていただきたいなというふうに思いますし、これが町会活動に対する

負担になるのかといったことも、ございますね。特に町会の役員さんなんか、なり手もないところへ来て、またいろんな役員、仕事を与えられたと、また町会から推薦をしてくれとかですね。区の関係団体や、まちづくりセンターから何名出してくださいよとかですね、或いはこういう仕事やってくださいよ、という押し付けになってしまうと、これまたいろいろ難しいところがあって。民生委員さんみたいにね、ちゃんと町会から推薦されていくと、厚生省まで行ってちゃんとしたシステムの中で作り上げられた制度だったらまた違った部分で、ある意味で自由に、自分たちの生活エリアの中でいろんなことを経験しながら、気が付いたところ、どこへつなげていって、どう処理していただけるかといったような仕組みづくりというのはね、やっぱり区の中で作り上げてくれるといいなと思いますし、それは、僕自身は思うには負担ではないのではないのかなと、皆さん好きな方というのは、皆さん横の繋がりを持っていますので、そういう方々にお声掛けをすれば、案外受けていただける方いらっしゃるのではないかなというふうに。

これ安易な言い方なのかもしれないけれども、上から押し付けられたというよりか、地域の中で、皆さんで協力しながら、そういう問題を見ていきましょう、考えていきましょう、困った人がいたらつないであげましょうという、そういうボランティアの気持ちの方々は、たくさんいらっしゃると思いますのでね。

そういう方は、拾い上げていながら、任命をして、それなりに何らかのやはり報いられるものもやはり必要だとは思いますが、ボランティアとは言いながらも、やっぱり一生懸命やっていただいた方には、それなりにしなきゃいけないし、またその方になる方にもきちんとした位置付けというのものも、ある意味では必要だろうなというふうに思っているところでございます。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。それでは田矢委員、よろしく願いいたします。

○田矢委員

去年、2021年に2か所、多頭飼育崩壊、それから高齢者からの引き取りの事案とかがあったんですけども、やはりですね、崩壊してから連絡があってそこで活躍するのは結局そのシェルターを持っていたり猫カフェなんかを運営しているような方という。

その前の段階で、防げたことだというのは後でわかる話で、実はたまたまなんですけど、昨日獣医さんでばったり会った松原の方が、処方箋薬局を運営していて、おじいちゃんおばあちゃんが来るので、その中に猫を家で出入り自由に行っている方がいて。どんどんどんどん増えて、20何匹になっていて、もう97歳だから、区の介護の福祉の方達がずっと何年も通ってその現状を見ているわけですね。で、何であそこまでなまで教えてくれなかったのかと、悔しくてしょうがないという話をしてくれましたね。

私としては、だから今こういった協議会で、私、動物相談員とは言いたくないんですね。相談を受けるほど、多分その地域の中で動いてくださる人は知識もないです。なので連絡員が欲しいんですね、要するに横の連絡員です。そこから、私とかさっき言った猫カフェの方やシェルターを持っている団体さんをつなげていったり、それから高齢者の介護の方たちと連携をしながら活動したり。

もう一つ事例が、先々週あって、砧なんですけど。区議さんから、私の仲間の地域猫活動の一員になっている女性に、ひとり暮らしのおばあちゃんが猫を飼っていて、倒れて入院することになったと。1匹飼っている

る猫さんを何とかしなきゃいけないんだけど身内が猫アレルギーで引き取れない。これどうしたらいいかと区議さんから私の仲間に相談があって、彼女も一人暮らしなものだからこれ以上置いておけないっていうことで私に相談が入ったんですね。だけどこの地域って、地域の活動が進んでいることもあって町会さんとかも一緒にやっているわけなんです。そうすると、砧の町会長さんが、そんなことあったのかと。すぐ回覧版で誰が引き取ってくれないか、聞いてみようじゃないかと。

野良猫の対策をやっていることで、こういう流れが自然にできているっていうことが、実際これも解決しちゃったんですけど、こういうことがあるのに私の仲間が必然的に連絡員の役割をやっているっていうのがあるんですけど、その相談員ではなく連絡員を、町会さんをつないだり、ボランティア団体や、ボランティアでその動物に精通する専門家の人をつないだり、それからその人間の高齢者の福祉の方をつないだりっていう、それをできる人たちって、多分私が知っているだけでもすごくいるんですね。御用聞きみたいに動くの大好きな人たちってたくさんいるので、そういった人たちに入ってもらって。

ただ相談員とかってなると、荷が重すぎるんですね、知識もないですし。それこそ、誰かと誰かをつなぎながら、地域にいる、今回の砧だと獣医師さんも入っていますよね、ご協力いただいた中には。そういった横の連絡がどんどんできるまちづくりっていうのは、いろんな意味で、防止策にもなるしすぐに解決に向かう。何といっても保健所や行政が入らなくとも解決できてしまうっていう、事例、実例がたくさんあると思うんですね。昨日相談を受けたその方は非常に苦勞して、3人か4人で自費を出しながら、その97歳のおばあちゃんのおうちの猫の手術をしたり、引き取ったりしていました。それを見ていると、やっぱりもっともっと前に、介護に入っている方たちとの連携があれば防げていた話ではないかなあと思うんです。

そういうことって本当にたくさんありますし、実際高齢者じゃなくても、私の方にトリマーさんからご相談があった事例というのもあって。要するに、毛を切りに来た犬がものすごい毛玉と皮膚病になっている。行きつけの獣医師さんに聞いてみたら、多頭飼育をしているってこともわかって、そこから私が保健所に連絡をして、保健所の方で上手く訪ねてってもらったら、相当数動物がいて、まだ40代ぐらいの一人暮らしの方でした。だけどこれが地域に連絡員がいたら、いわゆる見守り、監視ができる役割が出てくるんですね。なので、あんまり大げさに考えなくとも、そういった制度をまず始めてみることを、私はお願いしたいなと思っています。以上です。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。では田島委員、よろしくお願いいたします。

○田島委員

はい今、各委員からもいろいろお話が出ているところですけども、やはり福祉といいますか、いろいろな福祉のセクションの方ですと色々な方が関与されているかと思うのですが、やはりそういった皆さんの中に、動物がいるなんていう形で、やはりそのシグナルといいますか、そういったところを必ずキャッチしていただいて、関係機関といいますか、情報を共有していただくのが一番重要なのかな、というふうには思っております。

やはり、予防の観点で言いますと、先ほどから委員がおっしゃっていますように、なるべく少ない頭数のう

ちに、それ以上増えないように対策を講じていくというところが一番重要になってくるかと思っておりますので、やはりアウトリーチみたいな部分もありますけれども、なるべく早い段階で、頭数が少ない段階で、いろいろな方が気づいた情報を、なるべく関係者に早急に共有をして、早め早めに対策を講じていくというのが、やはり一番重要なのかなと考えております。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。それでは金木委員、よろしく願いいたします。

○金木委員

資料3-2のところの下から3行目の、予防・防止する活動というところですが、高齢者の方が飼えなくなるとかそれから多頭飼育崩壊なども、今、犬もありますし、猫はもっとあるのですが、これどうしてこんなふうになったのかなっていつも考えますと、簡単に飼えるのですよね。例えば、飼育の必要な費用をかけないで飼うってことができる。必要な医療費もかけないとか、狂犬病予防注射も接種しないですとか、登録もしないでいられる。それから、すごく安いフードがたくさん出回っていますので、そういったフードをジャラジャラとこう上げていけばそれで一生終わるって非常に食費もかからないっていうようなところで、飼育をするというのは非常に簡単ですよね。

ですので、もっとハードルを上げた方がいいのかなと思うことがあります。例えば海外のように、飼育税の設定ですとか、これはすぐにはできないでしょうから段階的にでも取り組む必要が今後あるのかな、というふうに思います。

それから登録もですね、結構していないワンちゃんが多いです。ですので、それもやはり、登録の決定っていうことは、見直す必要があるのかなあと思うのですね。でも確かに、飼い主さん本人がその登録をしないと、誰が飼っているのかわからないですから難しいところはあるのですが、やっぱり、登録していない人もそれから狂犬病予防注射も打ってない人も多いうってことと、登録をしなくても狂犬病予防注射だけは接種するっていうことができる。そこもちょっと、一つなんか抜けちゃっているのかなって感じがしています。なので、そのあたりをもうちょっと踏み込んで、世田谷区で何か解決策を作ると、こういった問題が少なくなるのかなっていうふうに思います。以上です。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。それでは行政の委員の方々、ご意見の方よろしく願いいたします。

○濱田委員

はい。玉川保健福祉課の濱田です。先ほど高齢者の方の、介護だとかが入っている中でも、ペットがいる、それが増えているのに、それが放置されていたような事例もあるということで、そのあたりはやはりそういう目で、そういう福祉の立場の人間もですね、視点をちゃんと持って福祉の活動に従事していただくように、逆に保健所の、この多頭飼育崩壊だとかこういったことの取り組み、啓発みたいなものも、福祉業界の方にもしっかりPRしていく必要もあるのかなというふうに思いました。

また一方、福祉に従事する者にとっては、例えば、高齢者の生活を支援するという意味で、先ほどのよう

な、入院するのにペットがいるからなかなかというような状況があれば、当然それをどうしたらいい、という課題を解決するための方策ということで、そういう支援者を探しに行くためにいろいろ探っていくというようなことで、まさに地域包括ケアという形で動いていくことがあるとは思っております。

ただ、やっぱり動物目線での、何でしょう、そういう福祉の人にも、そういう目で、お宅の環境を注視してもらうというようなことも、一方でやっぱり必要なのかなというふうに感じました。以上でございます。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○向山委員

今のお話の中で多分二つパターンがあって、認知症の方なのかもしれない、おうちに入れているところで目の前でだんだん起きていってしまうという場合と、もう非常に拒絶的で、ごみ屋敷の方なんかも時々あるんですけども、やっぱりちょっとこう、ものが増えてしまうとか、地域の中でやっぱり孤立されていて、近隣との関係の方も非常にいろんな緊張関係が長年あった方が、実は動物を飼ってらっしゃるという場合もあって。

そういう意味で、その方たちの障害だとか疾患だってラベリングするということじゃなくて、やっぱりそういう事例の時だと研修であるとか、精神保健の専門家であるとか事例検討に入って、その方のコミュニケーションとかも、ある程度場合によっては医療が少し遠回りも必要なのかということも見ながらやっていく事例もあります。そういう意味では本当にこれから、課題を抱えているいろいろな方も、一定のコミュニケーションとか、場合によっては受け入れていただければサービスであるとか、そういったものも提供しながら、押したり引いたりしながら、解決に向かわせていくってということも必要なので、保健所の方とも、これは動物だからという対物の問題としてではなくて、まさに連携してやらせていただいて。やっぱりちょっと難しい、そのおうちに入れない方っていうのは非常にもう最後まで問題になりますので、そういう意味では先ほど、連絡員の方がいろんな形で繋いでいけたというグッドプラクティスもあれば、なかなかそれが難しいとか、そうでなくても、係自体が入っていくというのは難しいと、まして住民の方だからこそやりやすい一方で難しさもあるっていうお話も伺っているので、イメージとしては連絡員って民生委員ですけれども、少し一定の知識とか、ある程度ここまできいんだよっていう役割とか、つなぎ方とかですね、そういった何かの講座とか、そういうバックアップがあった上で、がいいのかなど。活動もしやすいでしょうし、もう少し安心もして、こう理解しながら関わっていただくってということも必要なんじゃないかなというふうに思っています。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。たくさんの意見をありがとうございます。

この協議会では、私は、未来を見つめて話をしていると思うのですね。今の問題解決というよりは未来を見たときに何が必要かって考えると、やはり啓発活動というのはとても大事だというふうに思っています。

先ほど濱野委員も言ってくださいましたけれども、子供を育てていくっていうことが、次世代を育てていくということではとても大事だと思いますから、ちょっと話は逸れますが禁煙の活動なども、もう今の20代の

人たちの喫煙率は非常に低くなっていますから、その若い人たちにこうターゲットをあてていくということがとても大事な問題になるもんだ大事な取り組みになるのかと思うのもう一つは、サステナブルであるということ、今できる制度ではなくて、持続可能な制度に作っていくということもとても大事なので、システムティックに継続的に、区が取り組めるものっていうのを作っていかねばいけないと思うのですね。それをやっていくということと、それから私としては、例えば子供ワークショップに参加した参加した人たちが、10年後にはもう積極的に地域の中で活動してくれるっていうような、形が作ればいいのかというふうには思っています。

だから、たくさんの人が参加できる、そして濱野委員がおっしゃっていましたが、いろんな目が入る。これはさっきの素案についてもいろんな人が見ていくいろんなものが見えてくるのと同じように、たくさんの方の人たちが参加していく。それは町会の鈴木委員がおっしゃっていたように、いろんな人が町の中にはいるので、そういう人たちが、やってみたいと思った人が参加できるっていう制度が必要かなというふうに思い、でもその人たちにはきちんと教育をしていかねばいけない。世田谷区として、こういうことを思ってもらいたいっていうような提案ってのはきちんとしていくべきだと思うのですね。だからサステナブルで、10年20年たっても、ある程度ここで教育した人たちが伸びてくれるっていう制度作りというのをぜひやっていくべきではないかなというふうに思います。前回、杉並区の方でも、杉並どうぶつ相談員講座というのが、杉並地域大学というのがありますけれども、そんなことを話題になっていましたが、そういう形で教育していくそれは、ワークショップに参加した子供たちがね、ゆくゆくは参加してもらって、支えていくっていうような社会ができればいいのではないかなというふうに感じております。

これについても、先ほどのワークショップと同じように、小委員会とかワーキンググループをつくって話し合いをしていくことがいいのではないかなと思うのですけれども、担当委員としてはその予防・防止について知識や経験のある藤井委員、ボランティアの経験のある田矢委員、金木委員、そして動物愛護センターの田島委員と委員長の私という形でワーキンググループを作らせていただければと思っております。また、これはやはり先ほどと同じで、会合には、委員ご本人が難しい時には代理人を出席可とするという形で進めることができると思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○鈴木委員

ちょっとよろしいですか。

○柿沼委員長

はい、お願いいたします。

○鈴木委員

ボランティアの関係ですけれども、災害時動物ボランティア制度というのがありますね。記憶ではどこかで見た時144名とかっていう人数、正しいかどうかわかりませんが144名というようなことでちょっと記憶に残っているんですけども。

そういうとき災害時、また避難所運営の中で避難所に来た動物たちをどうやって面倒見て指導していくかという形での災害時動物ボランティア制度、それがどの程度これから広がっていくのか、出張所ごとに制度化

していきながら、そういう人たちを、募集をかけていきながら育てていく。それとともに、そういった人たちがいるのだから、そういう人たちは、別に災害に遭ったときにその動物たちの面倒見るっていうだけの目的じゃなくて、もう少しこう幅広く地域の中に根差した、そういう、多分動物が好きな方だろうと思うんですね。それが自分で飼っているか飼っていないかは別としてもそれに協力できるような気持ちを持った方々が、多分登録しているのだろうなと思うのですが、そういう人たちを通じながら、そういうボランティア活動の場を大きく広げていけるような、こういうことも考えていく必要があるんじゃないかなということちょっと思いましたので、一言だけ提案させていただきます。

○柿沼委員長

ありがとうございました。広く声をかけていろんな人に参加していただき、制度を作っていくということで話し合いを進めていければと思います。はい、それではその他について、事務局の方からお願いいたします。

○佐藤課長

その他は特にございませませんが、先ほど鈴木議員がおっしゃられた災害被災動物ボランティアですね委員おっしゃる通り令和4年4月現在で144名の登録がございますので、ご報告します。

また、濱田委員がおっしゃられた福祉の方で、多頭飼育崩壊の状況の説明ですとか、福祉の部署に話をしに行くというところでは、今年度、前回の協議会が終わった後で説明に行ったこともございますので、お声掛けいただければ行きますし、担当同士で調整させていただいて、いつでも、ご説明に伺えますので、そこは連携をお願いできればと思います。

○柿沼委員長

はい、今いただいた意見を事務局の方では反映して、いろんな方々との話し合いを続けて、事業案を作成していただければと思います。では次、次第4のスケジュールについて、お願いいたします。

○佐藤課長

はい。次第4のスケジュールになります。今後のスケジュール予定になります。資料4、A4横、表が少し小さくて大変恐縮なのですが、横長の資料になります。

第2回目でご説明しておりました日程から、今回の第3回も第2回で申し上げた日程より早くなってしまったのですが、また修正がございますのでそこを中心にご説明させていただきます。

12月早々に、第4回協議会ということで実施します。そこで、区民意見募集及びワークショップの結果のご報告ですとか、共生推進プラン案の協議を行います。

第5回協議会は、1月下旬を想定し、実施するという形で考えております。よろしく願いいたします。

あと、第4回の日程なのですが、可能であれば、ここで日程を候補日ということで委員の皆様にご案内できればと思います。

令和4年の12月1日もしくは12月5日実施を想定しております。

後日、改めてご案内しますがもし1日、5日で難しいことがございましたら、お知らせいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○柿沼委員長

はい、ありがとうございました。では次第5の閉会に移りたいと思います。本日は、本当に足元も悪い、雨が降り天候不順の中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。

前回もそうですけれども皆様のご意見をいただきながら、素案を作り、事業案を作っていくたいと思います。おかげさまで今日もたくさんの議論ができたと思っております。今後はワークショップであるとかボランティア活動の検討が始まり、協議会の役割というのもますます重要になってくると思います。引き続き委員の皆様のご協力をお願いできればと思います。本日はどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りいただければと思います。オンラインの金木委員も、ありがとうございました。